

2007年度 大学院法務研究科

法学既修者認定試験

刑事訴訟法

(問 題)

第1問

所持品検査について、「職務質問の対象者の所持品について警察官が質問したが、相手方が質問に応じない場合、着衣の外表に軽く触れ、異常の有無を確かめることまでは、職務質問に付随する行為として、適法とみることができる（アメリカ法ではこれをフリスクという。主として、凶器携帯の有無を調べるために、着衣の上から軽く手を触れる行為を指す。）」という見解を採り、身体に対する捜索について、「身体の捜索は、着衣のまま、外部から目的物を探すことを限度とする外部的検査のことをいう」という見解を採った場合、所持品検査と身体捜索において警察官がなし得る有形力行使の内容及び程度は、具体的にどのような違いがあるか。任意処分と強制処分の区別に関する最高裁判例にも言及しつつ、説明しなさい。

第2問

被告人は、住居侵入罪を理由として逮捕状により逮捕されたが、その目的は、いまだ逮捕状を請求するに足りる資料のなかった現住建造物等放火事件について被告人を取り調べることにあり、住居侵入事件については逮捕の必要性は認められないものであった。しかし、以上の逮捕中に得られた現住建造物等放火事件に関する被告人の自白を資料として、現住建造物等放火罪を理由とする逮捕状が発付され、ひきつづいて勾留状も発付された。この場合、以下の被告人の自白に証拠能力は認められるか。

- (1) 現住建造物等放火罪を理由とする逮捕・勾留中における捜査官に対する自白。
- (2) 現住建造物等放火罪に関する裁判官の勾留質問に対する自白。